

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（平成３０年長岡京市条例第２３号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
(定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (１) 【略】 (２) <u>特定空き家等 法第２条第２項に規定する特定空き家等の状態にある空き家等をいう。</u> (３) <u>管理不全空き家等 法第１３条第１項に規定する管理不全空き家等の状態にある空き家等（特定空き家等を除く。）又はその他市長が周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認める空き家等をいう。</u> 【削る】 【削る】 【削る】 【削る】 【削る】 【削る】 【削る】	(定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (１) 【略】 (２) <u>特定空き家等 法第２条第２項に規定する特定空き家等をいう。</u> (３) <u>管理不全空き家等 次のいずれかに該当する空き家等であって、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある状態のもの（特定空き家等を除く。）をいう。</u> ア <u>立木の枝葉又は雑草が隣地又は道路路上にはみ出している空き家等</u> イ <u>立木又は雑草が繁茂している空き家等</u> ウ <u>外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している空き家等</u> エ <u>不特定の者が容易に侵入することを防止できず、犯罪行為を誘発するおそれがある空き家等</u> オ <u>猫、蜂、蚊その他の動物による影響又は悪臭が発生している空き家等</u> カ <u>廃棄物が放置されている空き家等</u> キ <u>その他市長が周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認める空き家等</u>

改正後	改正前
(4)～(7) 【略】 (基本理念) 第3条 1・2 【略】 3 空き家等の適切な管理は、<u>特定空き家等</u>及び管理不全空き家等が市民の良好な生活環境並びに安全及び安心に影響を及ぼす重大な問題であることを所有者等が認識し、行わなければならない。 4 【略】 (市民の役割) 第6条 【略】 2 市民は、<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。 (<u>特定空き家等</u>の認定) 第9条 市長は、空き家等が<u>特定空き家等</u>であると認めるときは、当該空き家等を<u>特定空き家等</u>として認定するものとする。 2 【略】 (<u>特定空き家等</u>に対する措置) 第10条 市長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。 2 市長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 3 【略】 4 所有者等（<u>特定空き家等</u>の所有者又は	(4)～(7) 【略】 (基本理念) 第3条 1・2 【略】 3 空き家等の適切な管理は、<u>特定空家等</u>及び管理不全空き家等が市民の良好な生活環境並びに安全及び安心に影響を及ぼす重大な問題であることを所有者等が認識し、行わなければならない。 4 【略】 (市民の役割) 第6条 【略】 2 市民は、<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。 (<u>特定空家等</u>の認定) 第9条 市長は、空き家等が<u>特定空家等</u>であると認めるときは、当該空き家等を<u>特定空家等</u>として認定するものとする。 2 【略】 (<u>特定空家等</u>に対する措置) 第10条 市長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。 2 市長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 3 【略】 4 所有者等（<u>特定空家等</u>の所有者又は管

改正後	改正前
管理者に限る。)は、<u>特定空き家等</u>を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。 (情報の利用) 第11条 【略】 2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>空き家等に工作物を設置している者</u>その他の者に対して、所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 <u>(管理不全空き家等の認定)</u> 第12条 <u>市長は、空き家等が管理不全空き家等であると認めるときは、当該空き家等を管理不全空き家等として認定するものとする。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、第22条に規定する長岡京市空き家等対策審査会の意見を聴かなければならない。</u> (管理不全空き家等に対する措置) 第12条の2 <u>市長は、法第13条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u> 【削る】	理者に限る。)は、<u>特定空家等</u>を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。 (情報の利用) 第11条 【略】 2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 【追加】 (管理不全空き家等に対する措置) 第12条 市長は、<u>所有者等（管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。第5項において同じ。）</u>に対し、<u>当該管理不全空き家等に関し、立木の伐採、雑草の除去その他周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある状態を改善するために必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。</u> 2 <u>市長は、前項の助言又は指導をした</u>

改正後	改正前
2 市長は、<u>法第13条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</u> 3 【略】 4 <u>所有者等（管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。）は、管理不全空き家等を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。</u> <u>（法の規定が適用されない管理不全空き家等又は特定空き家等に対する措置）</u> <u>第12条の3 法第13条の規定は、管理不全空き家等（同条第1項に規定するものを除く。）について準用する。</u> 2 <u>法第9条第2項、法第22条第1項から第8項まで及び第13項から第15項までの規定は、特定空き家等（法第2条第2項に規定するものを除く。）について準用する。この場合において、法第22条第15項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「長岡京市行政手続条例（平成8年長岡京市条例第25号）」と読み替えるものとする。</u> （緊急安全措置）	<u>場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、立木の伐採、雑草の除去その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u> 3 市長は、<u>前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</u> 4 【略】 5 <u>所有者等は、管理不全空き家等を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。</u> 【追加】 （緊急安全措置）

改正後	改正前
第13条 市長は、<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき <u>（法第22条第11項の規定による措置を採るときを除く。）</u>は、所有者等（<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。以下この条において同じ。）の負担において、その危険を防止するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知（当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告）しなければならない。 3 市長は、第1項の規定の措置に必要な限度において、その命じた者又はその委任した者に、当該<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入らせることができる。 4 前項の規定により当該<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 （所掌事務） 第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 （1） 空き家等対策計画（<u>法第7条第1項</u>に規定する空き家等対策計画をい	第13条 市長は、<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、所有者等（<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。以下この条において同じ。）の負担において、その危険を防止するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知（当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告）しなければならない。 3 市長は、第1項の規定の措置に必要な限度において、その命じた者又はその委任した者に、当該<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入らせることができる。 4 前項の規定により当該<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 （所掌事務） 第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 （1） 空き家等対策計画（<u>法第6条第1項</u>に規定する空き家等対策計画をい

改正後	改正前
う。)の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 【略】 (3) <u>法第22条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令並びに同条第9項から第11項の規定による代執行に関すること。 <u>(4) 法第13条第2項の規定による勧告に関すること。</u> <u>(5) 【略】</u> (長岡京市空き家等対策審査会の設置) 第22条 本市の<u>特定空き家等</u>及び管理不全空き家等の対策を適切に実施するため、長岡京市空き家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (所掌事務) 第23条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) <u>特定空き家等</u>の認定に関すること。 (2) <u>法第22条第1項</u>の助言又は指導に関すること。 <u>(3) 管理不全空き家等の認定に関すること。</u> <u>(4) 法第13条第1項の指導に関すること。</u>	う。)の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 【略】 (3) <u>法第14条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令並びに同条第9項及び第10項の規定による代執行に関すること。 【追加】 <u>(4) 【略】</u> (長岡京市空き家等対策審査会の設置) 第22条 本市の<u>特定空家等</u>及び管理不全空き家等の対策を適切に実施するため、長岡京市空き家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (所掌事務) 第23条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) <u>特定空家等</u>の認定に関すること。 (2) <u>法第14条第1項</u>の助言又は指導に関すること。 【追加】 <u>(3) 管理不全空き家等に対する措置に関し、市長が必要と認めること。</u>